

デジタル時代の著作権協議会（CCD）
平成 28 年度第 3 回著作物の保護と利活用に関する研究会

議事要旨

日時：平成 28 年 11 月 15 日（火）14:00～16:00

場所：RYUKA 知財ホール

議題 1：講演：「著作権法をめぐる制度論のメニュー」

講師：上野達弘 氏（早稲田大学法学学術院 教授）

議題 2：その他

議長：著作物の保護と利活用に関する研究会主査・久保田裕 氏

議題 1：講演：「著作権法をめぐる制度論のメニュー」

早稲田大学法学学術院教授の上野達弘氏による講演が行われた。

最初に、日本の著作権法は「排他権」または「権利制限による無許諾無償」のオール・オア・ナッシングの規定が多く、権利者・利用者双方に不都合が生じているとの問題提起があり、広範な権利制限規定が設けられている代わりに広範に報酬請求権が付与されているドイツ著作権法を例に挙げながら、権利の在り方についての検討が行われた。

その中で、ECL（拡大集中許諾）については、「権利者団体にも利用者にも好都合だが、団体に属していないアウトサイダーの権利についても行使することが妥当かという正当性の問題がある。しかし、日本の著作権法の中には著作権法 104 条の 2（私的録音録画補償金を受ける権利の行使）第 2 項のような ECL 的なものが既にあり、立法・運用による拡張効果と既存の規定にあるオプトアウトを組み合わせれば『日本版 ECL』を構築することは可能ではないか。」「ただ、そこまでして ECL をやらなくても [権利制限&補償金請求権] or [報酬請求権] + [強制的集中管理] でほとんど同じことになる。指定管理団体は委託を受けている補償金（報酬）請求権のみを行使し、利用者は指定管理団体が管理している権利についてのみ補償金（報酬）を支払えばよい。アウトサイダー分は使途が問題となるため收受せず、時効を 1 年にするなど工夫をすればいい場合が多いと考えている。」との意見が述べられた。

最後にまとめとして「著作権法における権利の在り方は、[排他権] の堅持という形式よりも、公正な利益分配の確保という権利保護の実質が重視されるべきで、[権利制限&補償金請求権] or [報酬請求権] が活用されるべき場面が多いのではないか。」との見解が示された。

その後、講演を受け以下の意見交換がなされた。

委員：文化庁から指導があつてクレーム基金をプールすることに切り替えた背景は、二次使用料について無知なインディーズ等のアウトサイダーが増加したためであり、未登録者の救済としてクレーム基金を運用している。なお、クレーム基金は自動的に洗い替えしている。

講師：私的録音録画補償金のように制度をつくったのではなく、実務の中で知恵を出し合

って築いたものが、ECL を先取りしていたということになるのかも知れない。

委員：ECL となった場合、権利者団体とすると権利者を捜そうとするが、そのコストが問題となる。

講師：捜す義務がどこまで課されるのかというところと関係するかもしれない。

委員：ECL では、団体に属していないアウトサイダーの権利についても行使することとなるが、徴収した使用料は誰のものになるのか？

講師：本来であれば、国の文化予算にでも組み入れるべきかと思うが、共通目的基金として使用するというのも一つのアイデアだと思う。

委員：お金を払ってでも簡単に使用したいではなく、対価は支払いたくないという風土だと権利者としては原則論にならざるを得ない。

講師：私的複製の権利制限規定を持ちながらも無許諾無償という国は日本くらいで、ヨーロッパだと指令違反であり、ドイツだと違憲である。日本ではいつの間にか権利制限＝無許諾無償という考えが当たり前になってしまったために、私的録音録画補償金制度についても、「損失」がない限り補償金制度は不要だという話になっている。

委員：オーファンワークスの実証事業を始めたが、事業化した場合、集めたお金を探索にかかる費用にプールしておくという考えで進めているが、今回の講演で正しい考え方だと自信を得ることができた。

講師：文化庁に裁定申請するならば ECL とは違う形となる。ECL となると裁定申請せずに使用できるので更に進んだ形となる。

委員：補償金になると金額が低くなってしまわないか。実質を確保するための根拠として排他権を堅持しておかないといけないのではないか。

講師：ライセンス料の方が実際に補償金より額が大きくなるとは限らないならば、排他権という形式にこだわる意味はない。むしろ、排他権が契約で買ったたかれるよりも、報酬請求権でも裁判所が決める「相当な」額が権利者に有利になる可能性も否定できないのではないか。

議題 2：その他

特になし。

以上